

第2回(仮称)北区公民連携推進条例制定に向けた検討会 議事要旨

開催日時	令和7年7月16日(水)14時30分から16時30分
開催場所	北とぴあ14階 スカイホール
出席者	<<委員>> ※敬称略 矢部 智仁、長島 剛、枝見 太朗、越野 充博、田辺 恵一郎、無量井 春菜 黒井 寿和、鶴名山 紀子、大橋 貴尚、鈴木 知子 <<事務局>> 北区政策経営部しごと連携担当室しごと連携担当課
配布資料	【当日資料】第2回(仮称)北区公民連携推進条例制定に向けた検討会 【参考資料】北区公民連携ガイドラインのイメージ
内容	以下のとおり

1. 開会

2. 議題

(1) (仮称)北区公民連携推進条例の構成案について

⇒配布資料P.4~P.7について事務局より説明

<<委員意見>>

○第1条(目的)について(P.6)

- ・公民連携して、どう目的の達成につながるかという部分がわかりづらい。これまで行政が独占していた部分を民間事業者とお互いに責任をシェアしていくことが公民連携の大きな価値だと思うので、目的と基本方針がつながるような良い表現ができれば良いのでは。
- ・民間事業者や一般区民にとって分かりやすいものか、貢献するイメージができるかどうかの視点が重要。この目的だけでは事業が成り立たないと感じる民間事業者もいるかもしれない。
- ・行政が民間からの投資や出資を促し、地域課題の解決を目指すという意図を明確に表現すべき。
- ・条例の目的自体を「公民連携というやり方を推進し、パートナーシップの機会を拡大すること」にもっと振り切っても良いのではないか。
- ・公民連携を通じて民間が得られるメリット(例:区のネットワークを活用した商品PR、区の施設の優先的・無償利用など)を明確に示し、中小・零細企業が参加しやすいようにすべき。
- ・「区民サービスのさらなる質の向上」に、「区民の意見を取り込んだうえで」と付け加えるのはどうか。また、「さらなる」の部分を公と民が一緒に考えていくことが重要。
- ・渋沢栄一との関連性を目的に入れることや、対話に基づき公民がそれぞれの強み(矜持)を持って連携を進めていくというメッセージを条例に含めるべき。

○第3条（基本方針）について（P.6）

- ・第1項の「可能な限り公民連携事業として実施することを目指すものとする」という表現が強すぎて、全ての事業を公民連携で行わなければならないと受け取られる可能性がある。また、「可能な限り」という文言があるにも関わらず、民間提案制度において適切な民間事業者がおらず採択しなかった場合、その説明責任をより明確に求められる。もう少し柔軟な表現にした方が良いのでは。

⇒（事務局説明）曖昧さが残る表現となっているため、ご指摘のような解釈を避ける表現については持ち帰って検討したい。

- ・行政側が公民連携を検討すること自体は必須としながらも、単独でやるよりも良い結果が想定される場合に公民連携の手法でやろうというニュアンスを入れるべき。

○第4条（公民連携事業の原則）について（P.7）

- ・公民連携事業の原則が、「区と民間事業者」に限定されており、サービスを受ける「区民の目線」が抜けているのではないか。
- ・大手企業が配信するアプリと連携して区民の意見を取り込めるようにすれば、公民連携に関心が薄い層の意見の取り込みや、連携する大手企業としても地域住民とのエンゲージメントを高める取り組みになるのでは。
- ・民間事業者の責任（継続的な事業展開、チェック体制など）も明確に記述すべき。
- ・公民連携における区の役割として、規制緩和やリスク管理、ステークホルダー間の調整が重要であり、これらを区の責務として明記すべきでは。

⇒（事務局説明）区の責務や民間事業者の責務について入れる予定。

- ・現状案でも重要事項は抑えられていると感じる。

○その他条例全体に関する意見

- ・公民連携を推進することは行政の既存のやり方（指定管理者制度など）を見直す機会につながる。民間事業者の創意工夫を活かす点が重要。
- ・条例全体の流れが「区の課題提示に民間が参加する」イメージが強く、民間事業者にとって提案のしやすさや主体性を促すような表現が不足しているのでは。民間の提案によって社会を変えていくというような記載がどこかにあるとイメージが変わるのでは。

(2) プレ・プラットフォームの実施報告について

⇒配布資料P.8～P.12について事務局より説明

(3) ガイドラインの構成案について

⇒配布資料P.13～P.15について事務局より説明

≪委員意見≫

○ガイドラインの構成案について（P.14）

- ・公民連携によって区民、民間事業者、区が「どう幸せになるのか」という概念を序盤に示すべき。

- ・従来とは異なり、仕様書をつくる段階から民間の意見を取り入れるといったように、「民間が意思決定に深く関われる部分」などを明確に提示すべき。
 - ・区の「実現させたい熱い気持ち」や、どのような課題を解決したいのかという背景を、より住民にわかりやすく共感ができる言葉で表現すべきでは。
 - ・ガイドラインではなく参考事例集等で、事例を企業規模別に、将来構想も含めて記載するなどの工夫が必要では。
 - ・「事業規模の大小は問わない」や「小さいプロジェクトでもエントリーがあれば採用をしていく」というメッセージは間口を広げることかと思うので、ガイドラインで拾えるようにすると良いのでは。
 - ・読者を「役所の職員」と「企業（民間事業者）」の両側面から捉え、それぞれにとって分かりやすい内容にする必要がある。
 - ・ステークホルダー（金融機関、大学、NPOなど）の役割を明確に整理すると分かりやすくなるのでは。
 - ・「公民連携窓口」や「民間提案制度」について、民間からの新たな提案だけでなく、行政内部で既存事業を公民連携に移行する検討の窓口としての役割も明確にすべき。
- ⇒（事務局説明）民間事業者からご提案をいただきつつ、行政の課題も提示するという2通りで民間提案制度を進めていく予定であり、間を取り持つということで区に窓口を設置しようと考えている。

○公と民の役割分担について

- ・「官主導型」と「民間主導型」の2種類の公民連携の整理や認識、民間主導型をいかに増やすか、官主導型の質をいかに向上させるかの視点が必要では。
- ・主導権の切り分けは、事業を行う「空間」や「プレイヤー」ではなく、「事業の方針や具体的なやり方をどんな意思決定プロセスで誰が最終的に決めるのか」によって判断すべき。民間の意思決定への過剰な行政の介入等を防ぐ意味でも、事前準備として公と民それぞれの役割と責任を明確にすることが重要。

3. 閉会